


■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

*****: 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC: 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

: パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし: 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 Today OCW 学術俯瞰講義
Copyright 2013, 苅部 直

The University of Tokyo / Today OCW The Global Focus on Knowledge Lecture Series
Copyright 2013, Tadashi Karube

学術俯瞰講義「この国のかたち—日本の自己イメージ」10月31日

戦後の平和思想と憲法

荻部 直（かるべ・ただし、法学部）

I 「平和憲法」の起源

芦部信喜監修『註釈憲法』1（有斐閣、2000年） 高見勝利

1941.8.14. 大西洋憲章（英・米） 1942.1.1. 連合国共同宣言 無条件降伏・武装解除

1945.7.26. ポツダム宣言（米・英・中）

(3) The result of the futile and senseless German resistance to the might of the aroused free peoples of the world stands forth in awful clarity as an example to the people of Japan. ...

(4) The time has come for Japan to decide whether she will continue to be controlled by those self-willed militaristic advisers whose unintelligent calculations have brought the Empire of Japan to the threshold of annihilation, or whether she will follow the path of reason.

(6) There must be eliminated for all time the authority and influence of those who have deceived and misled the people of Japan into embarking on world conquest, for we insist that a new order of peace, security and justice will be impossible until irresponsible militarism is driven from the world.

(10) We do not intend that the Japanese shall be enslaved as a race or destroyed as a nation, but stern justice shall be meted out to all war criminals, including those who have visited cruelties upon our prisoners. The Japanese Government shall remove all obstacles to the revival and strengthening of democratic tendencies among the Japanese people. Freedom of speech, of religion, and of thought, as well as respect for the fundamental human rights shall be established.

(12) The occupying forces of the Allies shall be withdrawn from Japan as soon as these objectives have been accomplished and there has been established in accordance with the freely expressed will of the Japanese people a peacefully inclined and responsible government.

（外務省訳）

三、蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ...

四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国カ引続キ統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本国カ履ムヘキカヲ日本国カ決意スヘキ時期ハ到来セリ

六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス

十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ

十二、前記諸目的カ達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ

1946.2.3. マッカーサー・ノート 戦争放棄・軍備廃止

「日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある **higher ideals** に委ねる。」

1946.3.4. 日本政府・憲法改正草案要綱・前文

「世界ノ平和愛好諸国民ノ公正ト信義ニ信倚センコトヲ期ス」

「人道的介入」としての占領改革 国際連合への期待と非武装

法制局関『新憲法の解説』（1946.11. 高見勝利編『あたらしい憲法のはなし 他二篇』岩波現代文庫、2013年、所収）

「日本が国際連合に加入する場合を考えるならば、国際連合憲章第五十一条には、明らかに自衛権を認めているのであり、安全保障理事会は、その兵力を以て被侵略国を防衛する義務を負うのであるから、今後わが国の防衛は、国際連合に参加することによって全うせられることになるわけである。」（p103）

文部省『あたらしい憲法のはなし』（1947.8. 高見勝利編『あたらしい憲法のはなし 他二篇』岩波現代文庫、2013年、所収）

「しかしみなさんは、決して心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。」（p42）

「そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。」（p43）

II 冷戦と「三たび平和について」

1947 トルーマン・ドクトリン 1950 朝鮮戦争 警察予備隊創設 1951 講和会議
講和論争 全面講和論 / 多数（片面・単独）講和論

平和問題談話会「三たび平和について」（1950.9.→『世界』1950年12月号）丸山眞男

核兵器の登場→戦争が「もはや手段としての意味を失った」
個々人の生存という出発点「最も現実的たらんとすれば理想主義的たらざるをえない」
「二つの世界」それぞれの内での対立 第三勢力 「中立主義」の選択
自衛戦争・制裁戦争も放棄 非武装

戦後平和論の意義：人間から体制を通して国際平和を考える→国内民主主義
(高橋進・中村研一「戦後日本の平和論」、『世界』1978年6月号)

III 坂本義和・高坂正堯論争を読む

1956.10 ハンガリー事件、第二次中東戦争（国連緊急警察軍）

12 日本の国連加盟承認

1958.10 日米安保条約改定交渉開始、警職法改正案

1959.8 坂本義和「中立日本の防衛構想」（『世界』→『戦後外交の原点<坂本義和集・3>』岩波書店、2004、pp98-129）

「錯誤による破滅」

「たとえば、さわやかな初夏の朝日を浴びて夫や子供が出かけていってから数時間後に、突然一家バラバラのまま地獄絵のような死の世界に投げ出されてしまうといった可能性が、実は現在国際政治の構造的要因になっているのである。これは決して「戦争ノイローゼ」ではない。」（p102）

1932 上海事変（坂本義和『人間と国家』上巻、岩波書店、2011）

「非武装中立論」批判 防衛力の必要→国連警察軍の駐留

1960 U2機事件 コンゴ動乱開始 60年安保

1962.8. 坂本「平和運動における心理と論理」（『世界』） キューバ危機

1963.1. 高坂正堯「現実主義者の平和論」（『中央公論』78巻1号）

→『海洋国家日本の構想』（中公クラシックス、2008、pp3-30）

「理想主義者たちは、国際社会における道義の役割を強調するあまり、今なお国際社会を支配している権力政治への理解に欠けるところがありはしないだろうか。」（p5）

在来兵器の「楯」 balance of power に役だっている安保条約 極東への「責任」

両者の対話の可能性？：高坂の「現実追随主義」批判、基本的価値としての憲法9条

「ロカルノ方式」への評価 長期的米軍撤退

「手段と目的との生き生きとした会話」 国際冷戦と国内冷戦

1946.8.27. 貴族院本会議、南原繁質問演説（『南原繁著作集』第9巻、岩波書店、1973、pp28-29）

「吉田首相は、従来自衛権の名のもとに多くの侵略戦争が行なわれ来たった故を以て、むしろこれをも放棄せんとしているが如きも、客観的にその正当性を認められる場合におい

でもなお且つこれを主張しないのであるのか。すなわち、本条章はわが国が将来「国際連合」への加入を許容されることを予想したものと思うが、現に同憲章は各国家の自衛権を承認している。且つ、国際連合における兵力の組織は各加盟国がそれぞれ兵力を提供するの義務を負うのである。日本が将来それに加盟するに際して、これらの権利と同時に義務をも放棄せんとするのであろうかを伺いたい。かくては日本は永久にただ他国の善意と信義に依頼して生き延びんとするむしろ東洋的諦念主義に陥るおそれはないか。進んで人類の自由と正義を擁護するがために互に血と汗の犠牲を払って世界平和の確立に協力貢献するという積極的理想はかえって放棄せられるのではないか。」